

日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告・
協議会等からの評価等に関する実施要綱

(目的)

第1条 日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告・協議会等からの評価等は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月21日条例第88号)に定めるほか、県内の市町村(政令指定都市及び中核市、我孫子市を除く。以下、この要綱において同じ。)において、日中サービス支援型グループホームの設置者(以下、「設置者」という。)が事業を実施する場合は、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(市町村協議会等への定期報告)

第2条 設置者は年に1回以上、当該事業所が所在する市町村の自立支援協議会等(法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下、「市町村協議会等」という。))に対し、当該事業の実施状況等を報告し、市町村協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴かなければならないものとする。

2 設置者は、市町村協議会等が別に定める期日までに、「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書(事業所用)」(別記第1号様式)及び「評価・報告シート」(別記第2号様式)に必要事項を記入し、当該市町村協議会等へ提出しなければならない。

なお、新規指定後の提出は1年以内とし、以後の提出は1年毎とする。

3 設置者は、必要に応じて市町村協議会等へ当該事業の実施状況等について説明を行うものとする。

4 設置者は市町村協議会等における評価及び助言、要望等を尊重し、当該事業における質の向上するように努めるものとする。

(市町村協議会等からの評価)

第3条 市町村協議会等は設置者から上記第2条第2項に基づき関係書類が提出された際は、速やかに内容を審査の上、当該設置者の評価を行うものとする。

2 市町村協議会等は、必要に応じて設置者に対し、追加の説明又は報告等を求めることができるものとする。

(県協議会への定期報告)

第4条 市町村協議会等は年に1回以上、千葉県総合支援協議会(以下、県協議会)が別に定める期日までに当該市町村協議会等において実施した評価等の結果を取りまとめの上、「日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告書(市町村用)」(別記第3号様式)を提出するものとする。

2 県協議会は、前項による報告を受け、必要に応じて市町村協議会等に助言等を行うことができるものとする。

3 市町村協議会等は、県協議会における助言等を尊重し、次回以降の設置者に対する助言、評

価等の質が向上するように努めるものとする。

(新規指定申請時の対応)

第5条 知事が必要と認める場合に設置者は事業の新規指定申請にあたり、市町村協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明の上、当該協議会等による評価を受けるものとし、その内容を「市町村協議会等における評価結果等の報告書」(別添第4号様式)及び「市町村協議会等による評価結果報告シート」(別添第5号様式)を用いて知事に報告するものとする。

(記録の保管等)

第6条 上記第2条及び第3条で規定する市町村協議会等における評価を受けた設置者は、その報告内容及びそれに対する評価、助言及び要望等についての記録を整備し、5年間保存しなければならない。

2 設置者は、個人情報の保護に留意しつつ、前項で規定する記録及び事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものを除くほか日中サービス支援型共同生活援助における協議会等への報告・協議会等からの評価等の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。